

生広第18号

生駒市デジタルプロモーション強化業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和7年11月17日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業務名
生駒市デジタルプロモーション強化業務
- 2 委託内容及び提出書類
別添「生駒市デジタルプロモーション強化業務に係る公募型プロポーザル 実施要領」のとおり
- 3 業務期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 参加資格
 - (1) 次に掲げる事項を全て満たす者
 - ①地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ②破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
 - ④公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
 - ⑤国税又は市税を滞納していないこと。
 - ⑥次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人に

あつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦公告日前5年以内に、国又は地方公共団体及びその他公共団体、これに類する公益法人等、又は民間事業者において本業務と同種または類する業務の受託実績を有すること。

(2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格①～⑦をすべて満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に単独で本プロポーザルに参加すること及び他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

5 提出期限 令和7年12月8日(月)16時まで(必着)